平成26年1月16日 第13回産業連関技術会議 総務省政策統括官室

平成23年表における飲食サービス関連の部門設定について(報告)

1 飲食サービスに関する背景事情

- ① 平成19年の日本標準産業分類の改定により、従前中分類として設けられていた「一般飲食店」(「喫茶店」は「一般飲食店」の中の小分類の一つ)及び「遊興飲食店」が、新たな中分類「飲食店」に統合された。
- ② 平成23年表の推計資料として用いる経済センサス-活動調査(以下「センサス」という。) においては、飲食サービスに関する収入金額が、施設形態・提供形態に関係なく、「飲食サービス事業」としてしか得られず、特別な「みなし」(割り切り)をしない限り、この金額を、さらに細かなアクティビティに分解することができない。
- ③ 飲食店全体で20兆円を超える大きさをもっている。
- ④ 従前、「遊興飲食店」の産出構造(家計外消費支出が約5分の3、家計消費支出が約5分に2)と、それ以外の飲食店の産出構造(家計外消費支出が約4分の1、家計消費支出が約4分の3)との間に大きな相違があるとされているが、最新の状況については、データがない状況。

2 論点

飲食サービスに関する部門設定において、平成17年表と同様、遊興飲食関連のアクティビ ティを独立した部門として設けるか否か。

3 基本要綱作成時点での調整

ひとまず「飲食サービス」として単独の部門を設けることとし、最終的には、センサスの結果(店舗形態別産出先の状況)を見て判断することとした(基本要綱 P 46・注3)。

|4 センサスを用いた集計結果の概要

遊興飲食関連の店舗形態について、家計外消費支出の比率が、家計消費支出の比率よりも高いという状況は見られなかった。

5 判断結果

基本要綱で定めたとおり、平成23年表における飲食関連サービスについては、「飲食サービス」として単独の部門を設ける。